令和5年度第2回

消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時:2023/9/11(月)10:00~12:00

2 場所:経済産業省別館3階 310共用会議室

3 出席者

(1) 委員

小林座長、志田委員(WEB参加)、齋藤委員、木原委員、奥氏(都丸委員代理) 山橋委員、山本委員、森下氏(WEB参加:渡邉委員代理)

(2) 専門委員 大宮委員(WEB参加)、関澤委員、小山委員、三宅委員

(3) オブザーバー 国土交通省住宅局、全国消防長会、消防庁消防大学校消防研究センター

(4) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、高島技官、佐々木技官、榎本事務官、 三橋事務官

4 配布資料

資料 2-1 (委員限り) 第1回検討部会でのご意見(建基法関係)

資料 2-2 (委員限り) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応 中間とりまとめ (素案)

資料 2-3 (委員限り) 今後の検討事項等 (別棟みなし関係)

資料 2-4 第1回検討部会でのご意見(特定小規模施設用自動火災報知設備)

資料 2-5 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について 中間とりまとめ (素案)

参考資料 2-1 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会開催要綱

参考資料 2-2 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会委員名簿

参考資料 2-3 建築基準法令改正 (R4.6公布) の検討案について

参考資料 2-4 報知性能と回線設計モデル

参考資料 2-5 参考条文

5 議事

- (1) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応
- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について
- (3) その他
- 6 主な意見交換(○:委員・オブザーバー、●:事務局、□:小山委員)
 - (1) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応 後日公開予定
 - (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について
 - 設置の可否に関しては、無線式の感知器の受信環境に影響されるため、最終的には 現地で確認しなければ分からないとのことであるが、設置が可能な防火対象物の例 を示すなどの整理が必要ではないか。
 - 受信環境について、建物の材質等による影響がかなり大きいと伺っている。浴室等の建材は無線電波の減衰が大きいため、間取り等によってかなり変わると思うが、工業会で補足があればお願いしたい。
 - □ 実際に設置しないと分からないというのが実情であるが、今回の参考資料にもある とおり、回線設計をシミュレーションで行った。このような回線設計を行った上で 設置の可否を判断する方法は可能である。
 - 連動型警報機能付感知器の警報音は、基本的に住宅用火災警報機の警報音と同じか。
 - □ 警報音は同じだが、一部メーカーでは火災発生場所特定の機能がついているものも ある。
 - 2年ほど前に住宅用火災警報機の警報音がどれだけ先の距離で認識できるかという実験を行った。理論的には音圧の減衰で計算できるが、セミの鳴き声などの暗騒音があると同じ音圧でも音声メッセージが聞き取りにくいことがわかった。このように、警報音として聞き取れない状況もあることを踏まえて、音声の音圧を上げるべきである。また、居室と廊下・階段につければ大体聞こえるとのことだが、ふすまを隔てた場合も音圧の低下はかなりあるので、区画された空間に一つ設けることを検討したほうが確実かなと思う。
 - 特小自火報の感知器の音圧について、現行の感知器の性能に基づいて設置範囲の拡大を検討しているため、今回の改正により大きく変更する予定はないが、在館者に対してより効果的に警報音を伝えることができる方策について、工業会と協力しながら整理する。なお、ふすま等が設置されている居室について、区画ないしは袖壁により区画されていれば、、原則は、居室ごとに設置することになる。
 - ハード面についてはいろいろ検討されているが、特定小規模施設用自動火災報知設備の機器構成は感知器のみであり、受信機がない。維持管理や避難誘導などの防火管理上の整備が重要である。そのためにも、現場の意見を取り入れて円滑な運用と

なるよう進めていただきたい。

- 運用面も含めて消防本部に御意見をいただきながら検討したい。
- 資料の修正は特になかったと思う。事務局で中身を再確認し、座長に御相談して、 中間的な取りまとめとさせていただく。

以上